

HIV協力透析医療機関を募集しています



HIV患者の透析医療について

日本では年間約700名の新規HIV感染者が報告されており、群馬県でも年間約10名の新規感染者が報告されています。

抗HIV治療の進歩は著しく、HIV患者の生命予後は、非感染者とほぼ同等となりました。その一方で、患者の高齢化に伴い、様々な合併症への治療が問題となっています。

特に、HIV感染者は非感染者に比べて高血圧や糖尿病の合併率が高く、維持透析が必要な患者が増加しています。そのため、HIV感染患者が地域で安心して透析を受けることができるようなネットワークづくりが必要となっています。

HIV患者の透析を行ってくださる医療機関を募集しています！

群馬県では、「群馬県HIV感染者等透析医療連携事業」として、エイズ診療拠点病院及び協力病院と、地域の透析医療機関をつなぐ取組みを行っています。

この取組みでは、HIV感染患者の透析を行っていただける医療機関を募集し、「HIV協力透析医療機関」としてご登録いただいた医療機関へ、その地域で透析を必要とするHIV患者が生じた際に、受入について相談させていただきます。

透析が必要となったHIV患者が、自身の地域での生活を続けられるよう、地域の透析医療を担う皆様の御理解と、積極的な登録についてご協力をお願い申し上げます。

HIV協力透析医療機関について

Q1 協力医療機関に登録するとどうなる？

県内のエイズ診療拠点病院・協力病院でHIV治療を行う患者が透析医療を必要とした場合、登録いただいているHIV協力透析医療機関のうち、患者が希望する地域の医療機関へ受入について相談させていただきます。

協力医療機関のリストについては、一般には非公開とし、エイズ診療拠点病院及び県保健予防課で管理します。本リストは患者紹介の目的以外に使用いたしません。

また、実際に患者の受入を行った協力透析医療機関からご要望があった場合に、県からHIV曝露後予防薬（1日分・緊急用）を配備します。

Q2 HIV患者を受け入れるためには何が必要？

専用の個室や特殊な感染防御は不要です。

「HIV感染患者透析医療ガイドライン」「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン」（厚生労働省）を参考にしてください。

Q3 受入を検討したいが、体制や対応が不安…

HIVの基礎知識や院内感染予防について、県内のエイズ診療拠点病院のスタッフが相談や研修を行うことができます。希望する場合は、下記へ御連絡ください。

登録申込先・お問い合わせ先

群馬県健康福祉部感染症・疾病対策課 疾病対策係
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
☎ 027-226-2608 FAX 027-223-7950

